



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年10月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人2007年世界ジュニアベタタンク選手権大会実行委員会
- 3 代表者の氏名
細田 正彦
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大手1丁目1番18号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、国際ベタタンク・プロヴァンサル競技連盟が提唱する規約に準じて開催予定の2007年世界ジュニアベタタンク選手権大会（以下本競技会という）に出場する18歳未満のアスリートに対して競技会を提供し、アスリートの健康な体や体力の保持増進、競技技能及び文化的な余暇享受能力の向上を図ることになる。活動を共にする市民ボランティアや地元の同世代の青少年と才能や技能そして友情をわかちあう継続的な機会を通じて、アスリートに対する理解が広がり、よりよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年10月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウィズハートさく
- 3 代表者の氏名
菊池 智子
- 4 主たる事務所の所在地
長野県佐久市原498番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者の地域生活支援のための事業を行い、精神障害者の福祉の向上に寄与することを主な目的とする。及び地域住民を対象にした、講演会や研修会を開催し、地域住

民の精神保健福祉の向上に寄与する事業を行う。

NPO推進チーム

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年10月19日

長野県知事 村井 仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	発生群数	発生の場所又は区域
腐 蛆 病	みつばち	平成18年9月6日	2	上田市
		平成18年9月7日	2	北安曇郡小谷村
		平成18年9月15日	2	松本市
		平成18年9月15日	1	松本市
		平成18年9月19日	4	上伊那郡宮田村
		平成18年9月20日	5	上伊那郡中川村
		平成18年9月20日	4	下伊那郡高森町
		平成18年9月21日	3	埴科郡坂城町
		平成18年9月21日	1	埴科郡坂城町
		平成18年9月21日	3	埴科郡坂城町
		平成18年9月25日	1	長野市
		平成18年9月25日	2	長野市
		平成18年9月26日	4	上田市
		平成18年9月26日	1	駒ヶ根市
		平成18年9月26日	1	駒ヶ根市
		平成18年9月26日	5	駒ヶ根市
平成18年9月27日	2	伊那市		
平成18年9月27日	1	中野市		
平成18年9月27日	4	中野市		
平成18年10月2日	5	長野市		

食の安全・生活衛生チーム

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月	患疑似畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成18年9月4日	患畜	1	南佐久郡南牧村

食の安全・生活衛生チーム

公告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成18年9月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	カルシウム(%)	りん(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	その他の検査(水分)(%)	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市和田483-5	マルイ産業株式会社 小諸市	マルイの養魚飼料 マス育成用47	平成18年8月	47.0以上	4.0以上	1.8以上	1.5以上	3.0以下	15.0以下	—	
				51.26	6.03	2.43	1.69	1.10	12.32	8.87	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市和田483-5	マルイ産業株式会社 小諸市	マルイの養魚飼料 コイ育成用39	平成18年9月	39.0以上	3.0以上	1.7以上	1.5以上	5.0以下	15.0以下	—	
				42.19	5.17	1.76	1.53	1.68	12.39	8.80	

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量（絶対量）を示します。

食の安全・生活衛生チーム

公告

平成18年10月3日、上田市六ヶ村堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年10月13日、長野県川中島平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

水と土・郷づくりチーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友伊那竜東店
伊那市伊那部上新田2709ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数

番号	変 更 前	変 更 後
1	69台	69台
2	45台	17台
3	107台	107台
4	14台	14台
合計	235台	207台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変 更 前	変 更 後
1	24時間	24時間
2	午前 8 時30分～午後10時30分	午前 8 時30分～午後11時30分
3	午前 8 時30分～午後10時30分	午前 8 時30分～午後10時30分
4	24時間	24時間

- 4 変更する年月日
平成19年 5 月30日
- 5 届出年月日
平成18年 9 月29日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上伊那地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年10月19日から平成19年 2 月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上伊那地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

権堂駅前ビル

長野市大字鶴賀字腰巻2196-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201

株式会社ヴォーグ

長野市権堂町2219

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住 所	代 表 者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	井 坂 榮
株式会社ミニットジャパン	大阪府大阪市中央区北浜1-9-9	山 口 康 寿
有限会社フランセ玉扇	東京都江東区亀戸1-3-4	栗 原 秀 晃
株式会社丸乙小林商店	東京都大田区平和島5-1-1	小 林 俊 雄
株式会社ヴォーグ	長野市権堂町2219	波 羅 展 衛
株式会社ロン都	長野市川中島町御厨997	宮 内 義 人
株式会社メリーアーン	東京都千代田区二番町8-8	千 野 泰 人
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木 山 茂 年
株式会社ミヤガワ	長野市大字高田南高田1735-5	宮 川 昌 之
株式会社萩原商店	上田市中央1-3-7	萩 原 秀 樹
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2-4-2	加 納 誠 治
株式会社ミヤザキ	長野市緑町2212-27	宮 崎 清 之
株式会社つづきや	長野市東後町10	萩 原 弘 也
株式会社ジェーティービートラベランド	東京都豊島区南池袋2-43-20	藤 本 誠

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代 表 者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	亀 井 淳
ミニット・アジア・パシフィック株式会社	東京都渋谷区渋谷1-24-10	山 口 康 寿
株式会社丸乙小林商店	東京都大田区平和島5-1-1	小 林 俊 雄
株式会社ヴォーグ	長野市権堂町2219	波 羅 展 衛
株式会社ロン都	長野市川中島町御厨997	宮 内 義 人
株式会社メリーアーン	東京都千代田区二番町8-8	水 野 雅 一
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木 山 茂 年

株式会社ミヤガワ	長野市大字高田南高田1735-5	宮川 昌之
株式会社萩原商店	上田市中央1-3-7	萩原 秀樹
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2-4-2	加納 誠治
株式会社ミヤザキ	長野市緑町2212-27	宮崎 清之
株式会社エストエンタープライズ	東京都台東区東上野2-1-13-505	竹内 成子

4 変更した年月日

平成18年9月7日

5 届出年月日

平成18年10月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年10月19日から平成19年2月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松本電鉄バスターミナルビル

松本市深志1-2-30

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

松本電気鉄道株式会社

松本市井川城2-1-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住 所	代 表 者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	井坂 榮
ハマ園芸株式会社	松本市大字島立4642	濱 義弘
株式会社池上	松本市大手4-3-19	池上 忠彦
株式会社三松	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-8-3	齋 藤 寛
有限会社中央ストアー	松本市大手4-3-19	小口 博之
株式会社新星堂	東京都杉並区上萩1-23-17	宮崎 正紀
株式会社鳳書院	東京都千代田区三崎町2-8-12	大島 光明
株式会社キャンドゥ	東京都北区浮間3-3-2	城戸 博司

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	亀井 淳
ハマ園芸株式会社	松本市大字島立4642	濱 義 弘
株式会社池上	松本市大手4-3-19	池上 忠彦
株式会社三松	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-8-3	齋 藤 寛
有限会社中央ストアー	松本市大手4-3-19	小 口 博 之
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻1-23-17	宮 崎 正 紀
株式会社鳳書院	東京都千代田区三崎町2-8-12	大 島 光 明
株式会社キャンドウ	東京都北区浮間3-3-2	城 戸 博 司

4 変更した年月日

平成18年9月7日

5 届出年月日

平成18年10月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年10月19日から平成19年2月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月19日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター

松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	井 坂 榮
株式会社アップルランド	松本市大字今井7155-28	瀧 澤 知 峰

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	亀井 淳
株式会社アップランド	松本市大字今井7155-28	瀧澤 知峰

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	井坂 榮
株式会社アップランド	松本市大字今井7155-28	瀧澤 知峰
株式会社サンジェルマン	東京都渋谷区道玄坂2-24-1	印波 清
松竹物産有限会社	松本市渚1-5-6	前田 幸一
有限会社丸山菓子舗	安曇野市穂高4537	丸山 茂
有限会社フルールあずさ	安曇野市豊科5741-1	古幡 宜嗣
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	丸山 朝
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田 稔夫
株式会社ビューカンパニー	大阪府東大阪市長田東3-118	松村 洋祐
株式会社松南	松本市寿白瀬淵511	河西 英次
株式会社ジェイティーピートラベランド	東京都豊島区南池袋2-43-20	藤本 誠
株式会社やまと	東京都新宿区新宿3-28-16	矢嶋 孝敏
佐々木賢吾	安曇野市三郷明盛1744-1	
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 渕 恵美子
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天地五反田町1	中本 敏幸
株式会社ライトオン	茨城県つくば市東新井37-1	藤原 政博
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻1-23-17	宮崎 正紀
株式会社カルチェ・イケダ	東京都八王子市八日町1-11	熊沢 真
株式会社ノセ眼鏡店	松本市大手4-4-3	能勢 頼明
株式会社スタジオアリス	大阪府大阪市北区梅田3-2-14	畦地 和男
有限会社まつばや	上田市中央3-6-3	関 陸夫
株式会社キャンドゥ	東京都板橋区板橋3-9-7	城戸 博司
マナベ株式会社	東京都千代田区神田鍛冶町3-6	真鍋 国雄

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	亀井 淳
株式会社アップランド	松本市大字今井7155-28	瀧澤 知峰
株式会社サンジェルマン	東京都渋谷区道玄坂2-24-1	印波 清
松竹物産有限会社	松本市渚1-5-6	前田 幸一
有限会社丸山菓子舗	安曇野市穂高4537	丸山 茂

有限会社フルールあずさ	安曇野市豊科5741-1	古幡宜嗣
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	丸山朝
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田稔夫
株式会社ビューカンパニー	大阪府東大阪市長田東3-118	松村洋祐
株式会社松南	松本市寿白瀬511	河西英次
株式会社ジェイティービートラベランド	東京都豊島区南池袋2-43-20	藤本誠
株式会社やまと	東京都新宿区新宿3-28-16	矢嶋孝敏
佐々木賢吾	安曇野市三郷明盛1744-1	
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲渕恵美子
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天地五反田町1	中本敏幸
株式会社ライトオン	茨城県つくば市東新井37-1	藤原政博
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻1-23-17	宮崎正紀
株式会社カルチェ・イケダ	東京都八王子市八日町1-11	熊沢真
株式会社ノセ眼鏡店	松本市大手4-4-3	能勢頼明
株式会社スタジオアリス	大阪府大阪市北区梅田3-2-14	畦地和男
有限会社まつばや	上田市中央3-6-3	関陸夫
株式会社キャンドゥ	東京都板橋区板橋3-9-7	城戸博司
マナベ株式会社	東京都千代田区神田鍛冶町3-6	真鍋国雄

4 変更した年月日

平成18年9月7日

5 届出年月日

平成18年10月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年10月19日から平成19年2月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月19日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂上田店

上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町 8-8

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者

	変 更 前	変 更 後
氏 名 又 は 名 称	株式会社イトーヨーカ堂	株式会社イトーヨーカ堂
住 所	東京都千代田区二番町 8-8	東京都千代田区二番町 8-8
代 表 者	井 坂 榮	亀 井 淳

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	井 坂 榮
株式会社ミヤガワ	長野市大字高田南高田1735-5	宮 川 昌 之
瀧澤 和成	上田市下之条500	
株式会社萩原商店	上田市中央 1-3-7	萩 原 秀 樹
株式会社甲州屋山田商店	上田市中央 2-5-5	山 田 豊
有限会社八幡屋百貨店	上田市中央 1-4-2	細 野 ふさ子
有限会社アイール	小諸市大字八満92-6	市 川 誠 二

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	亀 井 淳
株式会社ミヤガワ	長野市大字高田南高田1735-5	宮 川 昌 之
瀧澤 和成	上田市下之条500	
株式会社萩原商店	上田市中央 1-3-7	萩 原 秀 樹
有限会社アイール	小諸市大字八満92-6	市 川 誠 二

4 変更した年月日

平成18年 9 月 7 日

5 届出年月日

平成18年10月 4 日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年10月19日から平成19年 2 月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム